



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第89号
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1993, 89, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78900
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

第89号

1993年6月1日
吐魯番出土文物研究会

■ 目 次 ■

- 〈新著紹介〉はじめに…………… 1 / 柳 洪 亮「古代高昌城市建設中使用的陶管道」…
…………… 1 / 施 光 明「西域与“五凉”關係考述」…………… 2 / 宋 曉 梅「麹氏高昌国 張
氏之仕宦－張氏家族研究之一－」…………… 3 / 陳 国 燦「高昌国的占田制度」……………
4 / 孟 憲 実「麹氏高昌祀部班祭諸神及其祭祀制度初探」…………… 5

【 は じ め に 】

例年と同じように、本年も中国で発表された吐魯番出土文物關係の論稿を紹介することにしました。今回対象としたのは1991年に公表されたものを中心としていますが、一部1990年に公表されたものや発行年次未詳のものなど（これらは、いずれも本誌第97号に掲載の關尾史郎編「吐魯番出土文物關係論著目録（稿）－1991・中文篇－」に収録予定）を含んでいます。本号に掲載するのはそのうち1991年に公表された発掘報告、高昌郡・高昌国時代の問題を論じた論稿の紹介であり、同年に公表された高昌国時代の問題を論じた論稿の一部と唐西州時代の問題を論じた論稿、および1990年公表分や発行年次未詳のものについては、次号以降において順次紹介する予定です。

また取り上げた論稿の入手については、池田温先生や榮新江先生（北京大学歴史系）からご配慮をいただきました。記して謝辞にかえたいと思います。

☆

☆

☆

☆

◆柳洪亮「古代高昌城市建設中使用的陶管道」

（『新疆文物』1991年第3期、36～38）

一九八六年に、高昌故城の東郊北側附廓約二〇〇mの方形台基から農民によって偶然発見された二点の陶管(86TG:1,2)に関する調査報告。

86TG:1は長さ47.5cm、前端口径13.5cm、後端口径16.0cm、前端壁厚0.8cm、後端壁厚2.5cmであり、86TG:2は長さ40.5cm、前端口径11.5cm、後端口径16.5cm、前端壁厚0.8cm、後端壁厚1.6cmとなっている。大きさに若干の差異が確認されるが、形状を同じくし、材質も泥質灰陶という。著者は串状に先端を差し込んで連ねて水道管として利用されたものと推定している。ただし排水、すなわち下水道として地下に埋設されたという。また年代については、一九七二年に庫車の皮朗故城から出土した唐代の陶水管（長さ34.5cm、直径15.0cm 〈写〉『新疆出土文物』、図版一三八）と類似していながらも、これに比べると、やや粗く、また吐魯番の南北朝時代（高昌国時代のことか）の墓から出土する随葬品たる泥質灰陶と技法が類似していることから、高昌國中葉以後、すなわち五五〇年から六四〇年にかけてのものと推測する。

さて著者がこの陶管を高昌国時代のものと推測した前提には、外城が唐西州時代ではなく、麹氏高昌国時代に既に存在していたという理解がある。しかしこれには嶋崎昌氏以来疑問が出されており、本会報第二六号でも荒川正晴氏が慎重に結論を留保されている（同氏「新疆維吾爾自治区古代城址一覧表－黄文弼氏の調査報告を中心にして－」〈I〉）。ただかかる陶管が出土したとすると、その地

の遺跡がいかなる性格の遺跡だったのかがあらためて問題となろう。著者は排水用に陶管が用いられたのは、「豪華殿堂」に限られていたとするが、具体的にいかなる遺跡だったのであろうか。この点に関しては、残念ながら出土地点に関するデータが必ずしも十分ではないので（原文では「東郊北部附廓約 200米处」の「一築的方形黄土台基」〈高さ1.5m、面積30m²〉で、これが「殿堂基址」とするが、「東郊北部附廓」というのが外城東壁にある二つの門のうちの北側の甕城門のことだとしても、そこからどちらの方角に二〇〇mなのかわからない）、既出の調査報告のデータと照合することは困難である。外城の内部で内城の外部だとすると、高昌国時代に既に外城が完成していたとする理解に有利に作用しようが（陶管の年代比定が正しいとして）、外城の外部だとすると、新たな問題が惹起されることにもなる。（關尾）

◆施光明「西域与“五凉”関係考述」

（『新疆大学学报』1991年第1期、24～31）

本稿は、西域と五凉政権の関係を政治的関係・経済的関係・文化交流の三点について考察し、その緊密さを指摘して、かかる両者の関係を両漢以来の西域と中国内地との関係発展における新段階として捉える。なお「五凉」というものの、実際には、前凉・後凉・西凉・北凉の四政権と西域の関係について論じている。以下、簡単に内容を要約してみたい。

第一章では政治的関係を論じる。西域と五凉の関わりは前凉の西域長史設置に始まり、高昌郡の設置によって前凉の直轄統治が実施された。これをもって西域が前凉の地方行政制度下に組み込まれたと見る。以後、西凉・北凉によるトゥルファンにおける地方行政組織の拡大化、またその属官配置の完備化によって、五凉と西域の関係は密接化したとする。そしてこのような政治的関係は、五胡十六国時代の中国内の混乱を契機に、西域に対する管轄が、中原王朝から五凉政権の手中に転移したものであるという。

第二章では経済的関係を論じる。五凉と西域の経済面での交流は、三つの手段によって進行した。即ち一番目は、使臣の往来による西域の物産の河西への将来であり、二番目は西域商人の活躍による商業貿易であり、三番目は生産技術の交流であるという。特に三番目の点では、屯田の施行が、内地の農業経営方式や生産技術、そして農業労働用の工具を西域に伝えたと言及し、トゥルファン出土文書をもってその例証とする。

第三章では文化交流を論じる。五凉文化と西域文化の交流として、著者は次の三点を指摘する。即ち一番目は、仏教の東漸と道教の西漸であり、二番目は西域新声と河西正声の融合であり、三番目は西域における漢文の流行であるという。仏教の東漸については、北凉における大量の訳経や石窟の開鑿がそれであるとし、一方道教の西漸については、トゥルファン出土文書中の随葬衣物疏に道教思想の反映が認められるとする。また漢文の西域における流行は、トゥルファン出土の漢文文書中に、官府文書以外にも民間契約文書や随葬衣物疏、各種帳簿類などが含まれていたことから、西域において漢文が広く用いられるようになったとし、併せて書法芸術も西域へ伝わったという。そして五凉文化は、以上のような文化交流の結果、西域文化を融合して、河西史上、未曾有の文化繁栄をみたのであるという。

本稿は、トゥルファン出土文書等の出土史料をも利用してはいるが、内容的には、西域と五凉の関係を政治・経済・文化の三点より概観するに留まっている。しかし西域と五凉の関係は、史料上の制約もあり、専論として扱われることが少なかった。その点、かかる問題を考える上でいくつかの重要なポイントを指摘していることは注目すべきである。

しかし若干の問題点も存在するので指摘しておきたい。例えば、西域と五凉の関係を論ずるために、トゥルファンにおける郡県制や屯田制の施行、漢文の普及をトゥルファン出土文書等にて指摘さ

れる。しかし、トゥルファンに高昌郡が設置されて以来、この地は河西の諸州郡県と同じ行政機構に組み入れられた一地域にすぎない。ゆえにトゥルファンにおける例をもって、西域全体を論ずることには無理があるように思われる。むしろ、一政治権力の下に糾合された河西とトゥルファンは、一つの地域として考えるべきではないだろうか。したがって西域と五涼の関係を論ずるならば、五涼政権の版図の一部となったトゥルファン以外の、いわゆる西域諸国こそ検討の対象とすべきであろう。

また、政治的関係の面では、西域に対する五涼の支配という角度からのみ論じられているが、この時代は、柔然や高車などの北方遊牧勢力による西域や河西に対する介入も認められるので、このような視点からも考察すべきであろう。(山口 洋)

◆宋曉梅「麹氏高昌国張氏之仕宦－張氏家族研究之一－」

(『西北民族研究』1991年第2期、198～206)

高昌国随一の名族と言われている張氏の官界における地位について、主として墓磚の記述を手がかりとして考察した論稿。中国の門閥制度盛行の時代に相当する高昌国では、政治・経済・軍事・対外関係など全てが少数の名族の手中にあったという理解が前提にあるようだが、いよいよ中国の学界でも、トゥルファンにおける特定の氏族の動向を墓磚の内容から追究する段階に入ったという点で、興味深い論稿である。

著者は先ず張氏に属する三つの家系、すなわち①張慙・張默・張銓、②張(折)仁・張(太)隆・張善和・張富琳、および③張武忠・張端(張鼻兒)・張雄・張定和・張懷寂・張禮臣を墓磚から再現し、この一族が本貫の南陽白水から高昌に移った経路と時代を明らかにする。一旦敦煌に移った張氏が高昌に再度移って来たのは、張禮臣の墓誌によれば、四世紀後半、前秦苻堅の前涼に対する攻勢を避けてのことである。

麹氏高昌国時代、張氏の出身者で最初に顯官に上りつめたのは侍郎から洿林令・長史・庫部郎中となり、死後(六〇七年)に都綰曹郎中を贈官された③の張武忠である。侍郎は張氏に代表される名族の子弟が起家する官だが、その後の昇任は家柄のみならず本人の才能によるところが大きく、彼の場合は才能も手伝って最後は県令・長史(各部の実質上の最高責任者)、そして郎中(各部の最高責任者だが一種の名誉職で、張氏の出身者だけが任じられた)に至り、贈官として各部を統轄する都綰曹郎中(したがって庫部など各部の郎中より上位にあり、これを贈られるのも張氏の出身者だけ)を授与されることができた。しかし麹氏高昌国の成立当初、張氏に対する官界での処遇は、張文智の例から見てもけっして高いものではなかった。五三七年に死去した張文智は、郡の属官から起家しており、かつ贈官は現任官と同級でしかなかったからである。また彼は生前三つの県の県令を歴任しており、頻繁に転任させられて特定の地域に張氏の勢力を扶殖することはできなかった。

しかし張武忠以後、張氏は重用され、その子張端は県令や長史を歴任することなく、侍郎のままで終わったが、これは国王が彼の力量を評価して近侍させたゆえであって、贈官は父と等しい。またこの時期(七世紀初頭)は張仲慶(著者は張折仁と同一人とする)や張阿質ら他の張氏出身者が洿林令の任にあったので、張氏は張武忠以来一貫して洿林県を自らの経済的な基盤として維持することができた。そして張端の子の張雄の代に張氏は全盛を迎えることになる。そのきっかけは六〇九年から六一二年の間に勃発した政変に際して、彼が軍事的な才能を発揮してこれを鎮圧し、王室を輔弼したからである。ただ豊かな才能をもち、社会的にも尊敬をあつめていた張雄だが、その諫言が国王に受け入れられず没し、高昌国も彼が案じていたとおり唐に滅ぼされ、張氏一族も没落してゆく。

以上のように要約できる本稿の特色は冒頭にも述べたように、張氏という特定の氏族に焦点を当て点にあらう。それには同時代の中国のように、高昌国でも門閥制度が貫徹しており(著者は張氏と太

原王氏や陳郡謝氏との類似性を念頭に置いているようである）、したがって最大の名族のケース・スタディから、当時のトゥルファン社会や麴氏高昌国という国家の一端をも垣間見ようとしているのかのごとくである。

しかし張氏の官界における地位を明確にするためには（いかにその地位が突出しているかを示すためには）、この国の官制の全体像とその特質を正確に把握しておくことがなによりも必要であるし、張氏以外の諸氏族の出身者の官位や官歴に対する検討も前提作業として要求されるのではないだろうか。例えば前者に属する問題として、太守や県令など地方長官の遥任化（と言うよりも、この国の郡県の特異性）の問題が指摘できる。つまり県令就任は経済的な基盤になんら寄与しないのである。また張禮臣の墓誌が説くごとく、張氏の高昌への移住が高昌郡の設置から約半世紀を過ぎていたのであれば、なぜ遅れて移住した張氏がこの地で名族たりえたのか、をもっと明確にする必要もあるし、張武忠と張文智の官位と官歴に基本的な相違はないと考えるべきであろう。

だがやはり最大の問題は、張氏が王室の麴氏と何代にもわたって相互に婚姻関係を結んでいたという事実、著者がほとんど言及さえしていない点であろう。この事実こそ、麴氏高昌国の後期から末期にかけて、張氏の出身者がほぼ恒常的に高位高官を独占した最大の理由だったのではないだろうか。同時代の中国の門閥制度と完全には同一視できない理由もこの点に存すると思うのだが、いかがであろうか（なお著者が本文中で言及している張雄が関与した「政変」に関する評者の見解については、別稿「義和政変」前史および「義和政変」新釈（いずれも仮題）で述べる予定なので、あわせて参照願いたい）。（關尾）

◆陳国燦「高昌国的占田制度」

（『魏晉南北朝隋唐史資料』第11期、226～238）

麴氏高昌国時代の土地制度に関する専論。従来高昌国の土地制度については、中国北朝の均田制の存否が焦点となってきたが、著者は高昌国においても土地国有制が貫徹していたことは前提としながらも、具体的な制度としては均田制ではなく、西晋の占田制を範とした土地制度が施行されていたとしている。

著者は先ず「高昌重光某年條列得部麥田・□丁頭數文書」（69TAM140:18/3 〈録〉『文書』V、五一～五二頁）に注目し、とくに文中の「占依官限占□（足と推補）」は占田を意味し、高昌国では丁男に限って（この点は西晋とは異なる）部田で五畝、すなわち厚田＝常田で二畝半までの占有が認められていたとする。また西晋以後もこの地ではこのような占田制が一貫して施行されたことは、高昌郡時代の「田畝籍」（64TAM22:21(b) 〈録〉『文書』I、二〇二頁）からも明らかであるという。占田額や占有資格者などは西晋時代とは異なるが、丁中制でも一六才以上を丁男としており、西晋のそれを継承しているという主張の根拠には大谷文書（大谷1464・2401号文書）が用いられている。

ところで先の重光年間の文書は「兵丁」に関するものだが、著者によれば兵丁は一般民戸から徴発されるので、常田二畝半という限度額は一般民戸に普遍的に適用されたものであり、したがって少なくとも六世紀から六二〇年代初頭の重光年間まではこれが原則であったことを、六世紀後期の各種の帳簿類から跡づける。しかし次の延壽年間になると、開発が進行した結果、占田の限度額は常田で六畝と一挙に二倍以上に増大し、六四〇年の滅亡時までこの数字が維持されたが、このことは何点かの官文書のほか、土地売買契約文書からも立証できるとする。

以上が大まかな要約であるが、これまでこの国の土地制度に関しては、均田制が施行されていた痕跡を捜し出すのに急なあまり、出土史料の分析が疎かされる傾向があったのに対して、著者は史料の丹念な分析を踏まえ、しかも全く新たな見解を提示されており、なによりも先ずこの点を高く評価する必要があるだろう。また土地売買契約文書の附加文言の分析も、当時の契約に伴う行事を明らかに

しており、社会史的な観点から興味深いものがある。しかし全く新しい見解であるだけに、以下に述べるように、疑問を感じる点もまた少なくない。

先ず第一に、著者が占田制施行の最大の根拠とした重光年間の文書であるが、欠損部分が多すぎて、内容を正確かつ詳細には捕捉できかねるという点である。著者の言うごとく兵丁を対象としたものかも怪しいし（將や兵部とおぼしき官員が登場するというのが著者の根拠のようであるが）、また仮に著者が言うごとく兵丁を対象としており、かつ兵丁が民戸を母体としているのであればなぜ屯田の官員が全く関与していないのであろうか。丁中制に関する大谷文書の解釈にも疑問なしとしないが（この二点の大谷文書の内容に関しては、評者も専論を用意している）、それよりも占田の限度額が常田で二畝半というのは、あまりにも狭小ではないだろうか。そして著者が掲げる帳簿類によれば、六〇歩しか占有していない民戸さえあり、実際には限度額にはるか及ばない民戸のほうが多数を占めているのである。この点に対して著者は、限度額の二畝半とは穀田と葡萄園の合計面積であり、帳簿類は穀田分だから問題はないとしているようである。しかし二畝半のうちで、穀田よりも葡萄園を多く保有しているような民戸の存在を想定することは不可能である。第一再生産はどうなるのであろうか。やはり穀田（常田）と葡萄園を合わせて二畝半という限度額自体に再検討の必要がありそうである（著者が掲げた帳簿類こそ葡萄園の保有額を列記したものではないだろうか）。第三に、延壽年間における占田額の倍増というのも疑問である。人口が漸増しているという前提に立てば、この倍増の背景としてよほど大規模な開発や丁中制の改定を想定せざるをえないのである。六世紀後半に火焰山北麓の開発が進められたらしいことは史料から窺い知ることができるが（詳細については、關尾「高昌国における田土をめぐる覚書－『吐魯番出土文書』割記（三）－」〈『中国水利史研究』第一四号、一九八四年〉を参照されたい）、七世紀における状況は不明である。丁中制にしても、著者が用いた大谷文書はむしろ延壽年間のもので、この時期に丁男の年齢が大幅に引き上げられたと判断することはできない。

以上指摘したように、具体的な実証面における疑問点も少なくないのだが、やはり私が一番問題だと思うのは、均田制の呪縛からようやく解放された感のある高昌国の土地制度を、今度は占田（課田）制の呪縛の下に置いてしまったことではないだろうか。私も高昌国時代、民戸の土地保有を制限するような政策が行われたことは否定できないと思うが、特定の歴史的条件下で立案・制定・施行された西晋の占田制は、このような「限田」とは明確に区別されなければならないであろう。中国内地の土地制度に引きつけることなしには、この国の土地制度は理解さえ不可能なのであろうか。

（關尾）

◆孟憲実「麹氏高昌祀部班祭諸神及其祭祀制度初探」

（『新疆文物』1991年第3期、71～79）

アスターナ五二四号墓から出土した高昌国時代の祭祀に関する文書（「高昌章和五（五三五）年取牛羊供祀帳」〈73TAM524:34(a) [録]『文書』Ⅱ、三九頁〉と三点の「高昌永平元・二（五四九・五五〇）年祀部班示爲知祀人上名及謫罰事」〈73TAM524:32/1-1, 1-2, 2-2 [録]同、四〇～四七頁〉）を手がかりにして、表題の問題に迫った論稿。高昌国時代の祭祀に関しては、従来「胡天」や「天神」の解釈にばかり関心が集中していたきらいがあったが、本稿は文書に見える祭祀対象を残らず取り上げて検討し、この国では多様な来源を有する多神崇拝が行われていたと結論づけている。

著者は先ず「取牛羊供祀帳」で牛や羊を犠牲として供される祭祀として名が上がっている祭祀、すなわち①始耕、②風伯、③樹石、④丁谷天、⑤清山神、⑥大塢阿摩、⑦谷里について逐一検討し、①と②は中国の伝統的な祭祀であり、③と⑤もそれぞれ樹木信仰や山岳信仰に由来するとする。また④はゾロアスター教の信仰、⑥も「阿摩」は少数民族の神名を音訳したものと考え、⑦だけは未詳とす

る。次いで「班示文書」で名が上がっている祭祀、すなわち⑧樓頭、⑨風伯、⑩西門、⑪南口（門）、⑫秦口（二点あり）、⑬西澗口（神）、⑭長壩についても検討を試み、⑩と⑪は『礼記』にある四方祭祀を祭祀の場所となる城門で表現したものであり、⑬は水＝河川信仰、残りの⑧、⑫、および⑭の詳細は不明とする。また著者は、ここに上げたのはいずれも高昌国が公的に祭祀の対象と認定したもので、「諸神」と総称されていたことを確認している。多神崇拝とする所以である。

また「班示文書」の内容を詳細に分析し、祭祀の施行に際しての罰則を含む細かい規定を明らかにするとともに、祭祀によって担当の官員が六名もしくは三名（いずれも必ずしも祀部に所属する官員ばかりではないことにも著者は注意を喚起している）となっていることを指摘し、これが対象となる諸神のランクによるものと推定する。また祭祀を管轄した祀部は、『周書』高昌伝に見えている祠部に相当するが、中国王朝では祠部尚書は尚書僕射を兼ねて諸部のなかで卓越した存在であるのに対して、高昌国ではこのような様子うかがえないという。

以上が大まかな要約である。著者は明言していないが、アスターナ五二四号墓の墓主である令狐孝忠はおそらく祀部に所属する下級の官員（彼の随葬衣物疏によれば最後は南平郡の主簿だったようであるが）であり、それがこの墓から「取牛羊供祀帳」や「班示文書」が出土した理由であろう。したがっていずれも令狐孝忠にまつわる文書であり、これを総合的に分析することにより高昌国時代の祭祀の実態とその運営方法に対する豊富な史実を発掘することができるが、著者はこれに初めて挑み、そしてある程度まで成功したと評してよいだろう。

ただしあえて問題を指摘すれば、「取牛羊供祀帳」と「班示文書」は一〇年強という年代の開き以上に、文書の性格や機能を異にしている点に対してもっと注意を払うべきではないだろうか。前者はそのなかに「丁谷天」が含まれているように、祭祀の対象は国都に限定されず、祭祀の犠牲の供出者も官職が記されていないので全て一般民戸である。したがってこれは地域社会に密着した形で行われた祭祀に関する文書で、犠牲の供出を祭祀ごとに民戸に割り当てたものだったのではないだろうか。またそう考えなければ、高昌国が国家として公的にゾロアスター教を承認し、かつ積極的に保護したということになってしまおう（「丁谷天」の祭祀に羊を供出した〈することになっていた〉民戸が少数民族らしきことにも注意しておく必要がある）。けれどもこのような理解は、高昌国は漢族のゾロアスター教信仰を禁じるという厳しい態度をとったとした王素氏の見解（同氏「高昌火祆教論稿」〈『歴史研究』一九八六年第三期〉）と矛盾する。しかもこの文書は年間の予定を全てにわたって書き出してはならず、それ以前に廃棄されて令狐孝忠の妻の随葬衣物疏に（おそらくは令狐孝忠自身の判断で）転用されてしまった。したがって官文書だとしても、限りなく私文書に近いものだったといえる（詳細については、關尾「「章和五（535）年取牛羊供祀帳」の正体－『吐魯番出土文書』割記（七）－」〈未完〉〈『史信』第二，三，一〇，一六，二四，二七号、一九八八～九二年〉を参照されたい）。一方「班示文書」のほうは、中央官衙の官員に周知徹底させるべく、国都の「牙門」に掲示されたものであろう（「班示文書」の性格については、本会報第四四号の關尾「覚書：「班示」という様式の高昌文書について」を参照されたい）。残念ながら正月一日と一二月二〇日に行われた祭祀の一部しかここからは明らかにならないが、これこそ国家が直接管掌した祭祀である。著者も述べているように国王が親祭した祭祀は不明というほかないが、公権力が関与した祭祀には様々なレベルがあり、関与方法も直接間接と多種にわたったはずであるから、この点については、さらに具体的な検討が求められるのではないだろうか。（關尾）

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)